

令和 7 年度 第 2 回 南島原市職員採用試験案内

(障害者を対象とした職員採用試験)

南島原市役所総務部人事課

南島原市の職員採用試験を、次のとおり行います。

1. 受 付 期 間 令和 7 年 7 月 1 5 日 (火) ～令和 7 年 8 月 2 2 日 (金) 1 7 時登録完了分まで
2. 受 付 方 法 インターネットによる申し込み (7 に記載のとおり)
3. 第一次試験日 令和 7 年 9 月 2 1 日 (日)

試験区分	試験職種	採 用 予定数	受験資格
高校卒業 程 度	一般事務 (障害者)	若干名	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する者 ①身体障害者福祉法第 1 5 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 ②都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) 若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) の交付を受けている者 ③都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ④知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ※上記①～④の手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

4. 試験区分、職種、採用予定数及び受験資格

※原則、採用後南島原市内に居住できる人

※次の各号の一つに該当する者は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 16 条に該当する者

○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○南島原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 試験の方法

試験の種目		試験の内容
第一次試験	職務基礎力試験 【職務能力試験】	公務員として必要な論理的に思考する力、文書を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	職務基礎力試験 【職務適応性検査】	5つの資質（積極性、共感性、柔軟性、自我強度、規範性）から、公務員としての適性を総合的に把握するための検査
	適性検査	単純な計算や文字の照合、分類等の比較的簡単な問題を数多く回答する多肢選択式による筆記試験
第二次試験	作文試験	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験
	人物試験	人柄等についての個別面接による試験

6. 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時	場 所	発 表
第一次試験	令和7年9月21日(日) 入室開始 9時 着 席 9時40分	南島原市西有家総合 学習センター 「カムス」 (西有家図書館併設) 〒859-2212 南島原市西有家町 須川493番地3 TEL0957-73-6746	令和7年10月 月上旬に南島原 市役所(西有家 庁舎及び各支 所)に掲示する ほか合格者に 文書で通知し ます。 (不合格者には 通知しません。)
	一 般 事 務		
	職務能力試験(1時間) 10:00～11:00		
	職務適応性検査(20分) 11:30～11:50		
	事務適性検査(10分) 12:10～12:20		
第二次試験	第一次試験合格通知の際に、お知らせします。		

7. 受験手続及び受付期間

※インターネットにより申し込みを行ってください。

受 付 期 間	令和7年7月15日（火）から令和7年8月22日（金）17時まで
手続方法	●インターネットから受験申込サイト（パブリックコネクト）のサイトよりお申込ください。 https://public-connect.jp/employer/23
手続上の注意	（ア）通信障害等のトラブルについては、一切の責任を負いませんので余裕をもってお申込みください。 （イ）受験票は、プリントアウトして試験当日ご持参ください。
個人情報の取扱い	受験申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報は、南島原市の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

8. 採用及び給与

- （1）最終合格者は、令和8年4月1日から南島原市職員に採用する予定です。

ただし、最終合格者の意向を確認し、採用予定日前に採用する場合があります。

- （2）給与については、南島原市職員の給与に関する条例に基づき支給します。

採用時における初任給は、おおむね次のとおりです。

大卒220,000円、短大卒204,400円、高卒188,000円。

なお、職歴等がある場合は、一定の基準により加算される場合があります。

※社会人経験のある方には、民間企業等での職務経験を本市所定の基準により経歴加算して支給します。

また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

9. その他

受験上、配慮が必要な事項がある場合（車いすの使用、補装具の持ち込み使用等）は、受験申込時にその旨ご連絡ください。

受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市役所 総務部 人事課 [電話（直通）：0957-73-6623]

[電話（代表）：0957-73-6600]

南島原市ホームページ：<https://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

メールアドレス（人事課）：jinji@city.minamishimabara.lg.jp